

令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 記入例

※令和6年分につきましても、
こちらを参考のうえご記入ください。

1. 氏名・住所情報等の記入

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	ロバート・ウォルターズ・ジャパン株式会社	(フリガナ)	キニューレイ タロウ	あなたの生年月日	昭和43年4月14日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 提出している場合には、○印を付けてください。
渋谷 税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	7 0 1 1 0 0 1 0 3 6 9 1 8	あなたの氏名	記入例 太郎	世帯主の氏名	記入例 太郎	
	給与の支払者の所在地(住所)	東京都渋谷区渋谷 3-12-18 渋谷南東急ビル14階	あなたの個人番号		あなたとの続柄	本人	
市区町村長			あなたの住所又は居所	(郵便番号 150-0002) 東京都渋谷区渋谷3-12-18	配偶者の有無	有	

① 氏名・生年月日・住所・配偶者の有無の情報が正しく印字されていることをご確認のうえ、そのほか箇所をご記入ください。
※令和5年分・令和6年分ともに、氏名・住所は2024年1月1日時点の情報を記入ください。

2. 源泉控除対象配偶者・控除対象扶養親族の記入

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族 (昭和29.1.1以前生) 特定扶養親族 (平成13.1.2生～平成17.1.1生)	令和5年中の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由 (令和5年中に異動があった場合に記載してください。 (以下同じです。))
		あなたとの続柄	生年月日			生計を一にする事実		
A 源泉控除対象配偶者 (注1)	キニューレイ ハナコ				500,000 円	(該当する場合は○印を付けてください。)	同上	2023年6月1日 退職の為
	記入例 花子		昭和45年11月10日					
B 主たる給与から控除を受ける 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平成20.1.1以前生)	1 キニューレイ イチロウ			☒ 同居老親等 ☐ その他	0 円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	同上	
	記入例 一郎	父	昭和17年3月19日	☐ 特定扶養親族				
	2 キニューレイ ヨウコ			☐ 同居老親等 ☐ その他	40,000 円	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	同上	
	記入例 陽子	子	平成15年5月25日	☒ 特定扶養親族				
	3 キニューレイ ジロウ			☐ 同居老親等 ☐ その他	0 円	☒ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	1234 Kouzei Street 456	
	記入例 次郎	子	平成19年9月5日	☐ 特定扶養親族 ☐ 同居老親等				

①A欄 同一生計配偶者の情報が正しく印字されていることをご確認のうえ、本年中の所得の見積額・住所をご記入ください。
(所得の見積額が95万円以下の方が対象です。)

②B欄 生計を一とする親族(16歳以上)の情報が正しく印字されていることをご確認のうえ、本年中の所得の見積額・住所をご記入ください。
(所得の見積額が48万円以下の方が対象です。)

※所得見積額計算方法は、4ページ目【給与所得の金額計算方法】表をご参照ください。

③ 対象となる扶養親族が70歳以上の場合、対象となる条件項目へチェックをご記入ください。

④ 対象となる扶養親族が19歳以上23歳未満の場合、チェックをご記入ください。

⑤ 配偶者が非居住者である場合、「○」をご記入ください。

⑥ 扶養親族が非居住者である場合、条件に該当する欄へチェックをご記入ください。

(※非居住者である場合、親族関係書類・送金関係書類等の添付が必要となります。)

・非居住者・・・日本国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方が対象です。

※令和5年より非居住者扶養親族の適用範囲変更に変更がございます。

・扶養控除となる範囲は「16歳以上30歳未満又は70歳以上の非居住者」となります。

・「30歳以上70歳未満」の場合でも、下記1～3に該当する場合は控除対象となります。

1. 留学により国内に住所及び居住をしなくなった者

2. 障害者

3. その年において生活費または教育費に充てるために、38万円以上の送金を受けている者

※配偶者・扶養親族情報は、2023年12月31日時点での状況をご記入ください。

※配偶者・扶養親族の印字がされておらず、追加される場合は該当者情報・異動月日及び事由欄をご記入ください。

※配偶者・扶養親族が印字されているが、扶養対象外となった場合は赤ボールペンで二重線を引き、異動月日及び事由欄をご記入ください。

①
障害者、寡婦
C ひとり親又は
勤労学生

障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の①をお読みください。)	異動月日及び事由
記入例 陽子 身体障害者2級 身体障害者手帳 平成22年10月1日交付	
(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和5年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和5年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。	

- #### 4. 住民税に関する事項の記入

① 16歳未満の扶養親族を有する場合、該当者の情報が正しく印字されていることをご確認のうえ、住所・本年中の所得の見積額をご記入ください。

② 該当の扶養親族が国内に住所を有していない場合、「○」をご記入ください。

③ 令和5年に退職手当等の支払を受ける配偶者・扶養親族を有する場合はご記入ください。（所得金額の見積は退職所得を除いた金額を記入ください。）

●【給与所得の金額計算方法】

給与の収入金額 (a)	給与所得金額
1円以上 550,999円以下	0円 = 所得金額
551,000円以上 1,618,999円以下	$(a) - 550,000円 = 所得金額$
1,619,000円以上 1,619,999円以下	1,069,000円 = 所得金額
1,620,000円以上 1,621,999円以下	1,070,000円 = 所得金額
1,622,000円以上 1,623,999円以下	1,072,000円 = 所得金額
1,624,000円以上 1,627,999円以下	1,074,000円 = 所得金額
1,628,000円以上 1,799,999円以下	$① : (a) \div 4(千円未満切捨) = (b) \Rightarrow ② : (b) \times 2.4 + 100,000円 = 所得金額$
1,800,000円以上 3,599,999円以下	$① : (a) \div 4(千円未満切捨) = (b) \Rightarrow ② : (b) \times 2.8 - 80,000円 = 所得金額$
3,600,000円以上 6,599,999円以下	$① : (a) \div 4(千円未満切捨) = (b) \Rightarrow ② : (b) \times 3.2 - 440,000円 = 所得金額$
6,600,000円以上 8,499,999円以下	$(a) \times 90\% - 1,100,000円 = 所得金額$
8,500,000円 以上	$(a) - 1,950,000円 = 所得金額$

計算例：配偶者の給与収入金額が「1,170,000円」の場合

上記計算表「551,000円以上 1,618,999円以下」、「1,170,000円 - 550,000円」にて計算、所得見積額【620,000円】となる。

1. 氏名・住所情報等の記入

① 氏名・住所の情報が正しく印字されていることをご確認ください。※氏名・住所は2024年1月1日時点の情報をご記入ください。

2. 給与所得者の基礎控除申告書の記入

年齢	公的年金の収入金額 @	必要経費等の金額
65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	@ × 25% + 27万5,000円
	410万円超770万円以下	@ × 15% + 68万5,000円
	770万円超1,000万円以下	@ × 5% + 145万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円
65歳未満	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	@ × 25% + 27万5,000円
	410万円超770万円以下	@ × 15% + 68万5,000円
	770万円超1,000万円以下	@ × 5% + 145万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円

・弊社の給与明細詳細につきましては下記の通りです。

＜収入金額の計算方法＞（2023年1月から2023年12月31日まで）

10月給与明細内の「Total Annual Payment」欄の金額+ 11月の給与金額（見込みの金額・10月稼働分）+ 12月の給与金額（見込みの金額・11月稼働分）=2023年の収入金額

※12月稼働分（1月支給）は2023年の収入金額に含まれません。

② 給与所得以外の所得がある場合は「(2)給与所得以外の所得の合計額」の所得金額欄へご記入ください。

給与所得以外の所得が公的年金の場合は、右表の【雑所得（公的年金）の必要経費等計算表】を基に「(2)給与所得以外の所得の合計額」の所得金額欄へご記入ください。

※給与所得以外の所得の合計額が20万円以上の場合には別途確定申告が必要となりますので、弊社からの年末調整済の源泉徴収票と共に翌年の確定申告をお願いいたします。

③ 「(1)給与所得」と「(2)給与所得以外の所得の合計額」の所得金額の合計を「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」へご記入ください。

④ 「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」へ記入した金額に該当する判定項目へチェックをご記入ください。

⑤ ④でチェックをつけた判定の区分（A～C）と金額を確認のうえ、「区分Ⅰ」「基礎控除の額」が印字と異なる場合は、修正ください。

・ 所得金額の調べ方につきましては下記リンクをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1410.htm>

3. 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

～記載に当たってのご注意～

- ◎ 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
 - 2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません。)
- ◎ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,600,000 円	6,650,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		400,000 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		7,050,000 円

○ 控除額の計算

判定	900万円以下 (A)	900万円超 950万円以下 (B)	950万円超 1,000万円以下 (C)	1,000万円超 2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下
判定	☒	☐	☐	☐	☐	☐
基礎控除の額	48万円	32万円	32万円	32万円	32万円	16万円

※左の「控除額の計算」の表を参考に記入してください。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
○ 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
キニューレイ ハナコ	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	昭和43年5月10日
記入例 花子	同上	

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,170,000 円	620,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		0 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		620,000 円

○ 控除額の計算

区分Ⅰ	区分Ⅱ									
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」)(※印の金額)						
	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 125万円以下	125万円超 130万円以下	130万円超 133万円以下	133万円以下	
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除						

判定

☐ 48万円以下かつ年齢70歳以上 (昭和29.1.1以前生) ≪老人控除対象配偶者に該当≫ (1)	配偶者控除
☐ 48万円以下かつ年齢70歳未満 (2)	配偶者特別控除
☒ 48万円超95万円以下 (3)	配偶者特別控除
☐ 95万円超133万円以下 (4)	配偶者特別控除

区分Ⅱ ③ (上の①～④を記載)

配偶者控除の額 380,000 円

配偶者特別控除の額 0 円

※左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

- 1 同一生計配偶者の情報が正しく印字されていることをご確認ください。
- 2 「(1)給与所得」の収入金額欄へ本年中の給与収入の見積額を記入し、【給与所得の金額計算方法】を基に「(1)給与所得」の所得金額欄をご記入ください。
- 3 給与所得以外の所得がある場合は「(2)給与所得以外の所得の合計額」の所得金額欄へご記入ください。
給与所得以外の所得が公的年金の場合は、【雑所得（公的年金）の必要経費等計算表】を基に「(2)給与所得以外の所得の合計額」の所得金額欄へご記入ください。
- 4 「(1)給与所得」と「(2)給与所得以外の所得の合計額」の所得金額の合計を「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」へご記入ください。
- 5 ②で算出された合計見積額に該当する判定項目へチェックをつけ、判定に該当する(①～④)を「区分Ⅱ」欄へご記入ください。
- 6 「区分Ⅰ」「区分Ⅱ」の結果に該当する金額を「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」へご記入ください。

4. 所得金額調整控除申告書の記入

◆所得金額調整控除申告書◆

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

○年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません。)。なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。

○年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

1

要件

☐ あなた自身が特別障害者

(右の★欄のみを記載)

☐ 同一生計配偶者(注)が特別障害者

(右の☆欄及び★欄を記載)

☒ 扶養親族が特別障害者

(右の☆欄及び★欄を記載)

☐ 扶養親族が年齢23歳未満(平13.1.2以後生)

(右の☆欄のみを記載)

2

扶養親族等

(フリガナ)

同一生計配偶者又は扶養親族の氏名

キニュウレイ ヨウコ

記入例 陽子

左記の者の個人番号

左記の者の生年月日

あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所

左記の者の合計所得金額(見償額)

あなたとの続柄

あなたとの所得金額(見償額)

3

★特別障害者

特別障害者に該当する事実

(裏面「3-2(4)」を参照)

身体障害者2級 身体障害者手帳

平成22年10月1日交付

☑扶養控除等申告書のとおり

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見償額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

※年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

1「要件」欄の該当する項目へチェックをご記入ください。

該当する項目が複数ある場合は、いずれか1つにチェックをご記入ください。

2 1で「あなた自身が特別障害者」以外の項目をチェックした場合、該当する同一生計配偶者又は、扶養親族の情報をご確認ください。

扶養親族が複数いる場合はいずれか1名の情報をご記入ください。

3 障害手帳の種類・障害の等級・交付日を「特別障害者に該当する事実」欄へご記入ください。

扶養控除等（異動）申告書に記入した内容と同一の場合は、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックをご記入ください。

令和5年分 給与所得の保険料控除申告書 記入例

1. 氏名・住所情報等の記入

所轄税務署長	給与の支払者の 名称（氏名）	ロバート・ウォルターズ・ジャパン株式会社	（フリガナ）	キニューレイ タロウ
渋谷 税務署長	給与の支払者の 法人番号	7 0 1 1 0 0 1 0 3 6 9 1 8	あなたの氏名	① 記入例 太郎
	給与の支払者の 所在地（住所）	東京都渋谷区渋谷 3-12-18 渋谷南東急ビル14階	あなたの住所 又は 居所	東京都市渋谷区渋谷3-12-18

① 氏名・住所の情報が正しく印字されていることをご確認ください。※氏名・住所は2024年1月1日時点の情報をご記入ください。

2. 保険料控除等の記入

※保険会社より送付された控除証明書の**原本**を必ず添付してください。（コピー添付不可）
※**証明書と記載事項が異なる場合には証明書を元に修正させていただきます。**

保 険 料 控 除 の 種 別	保 険 会 社 等 の 名 称	保 険 等 の 種 別	保 険 期 間 の 種 別	保 険 等 の 契 約 者 の 氏 名	保 険 金 等 の 受 取 人		新・旧 の 区 分	あなたが全年中に支払った保険料等の金額（合計額） （円）	給 与 の 支 払 者 の 確 認 印
					氏 名	あなたとの 関 係			
① 一 般 の 生 命 保 険 料	〇〇生命	終身保険	終身	記入例太郎	記入例花子	妻	新・旧	(a) 25,000	円
	▲▲生命	終身保険	終身	記入例太郎	記入例花子	妻	新・旧	(a) 80,000	円
							新・旧	(a)	円
							新・旧	(a)	円
							新・旧	(a)	円
② 介 護 医 療 保 険 料	〇〇生命	医療	10年	記入例太郎	記入例花子	妻		(a) 80,000	円
								(a)	円
								(a)	円
③ 個 人 年 金 保 険 料	〇〇生命	〇〇年金	30年	記入例太郎	記入例花子	妻	新・旧	(a) 90,000	円
	▲▲生命	〇〇年金	30年	記入例太郎	記入例花子	妻	新・旧	(a) 30,000	円
							新・旧	(a)	円
							新・旧	(a)	円
							新・旧	(a)	円
計 算 式 I （ 新 保 険 料 等 の 金 額 ）	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A 25,000	円	(b)の金額を下の計算式I（新保険料等）に当てはめて計算した金額	① 22,500	円	計（①＋②）	③ 40,000	円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	B 80,000	円	(b)の金額を下の計算式II（旧保険料等）に当てはめて計算した金額	② 45,000	円	②と③のいずれか大きい金額	④ 45,000	円
	(a)の金額の合計額	C 80,000	円	(b)の金額を下の計算式I（新保険料等）に当てはめて計算した金額	④ 40,000	円	計（④＋⑤）	⑥ 40,000	円
	(a)のうち新保険料等の金額の合計額	D 90,000	円	(b)の金額を下の計算式I（新保険料等）に当てはめて計算した金額	④ 40,000	円	計（④＋⑤）	⑥ 40,000	円
	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額	E 30,000	円	(b)の金額を下の計算式II（旧保険料等）に当てはめて計算した金額	⑤ 27,500	円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	⑦ 40,000	円
計 算 式 I（新保険料等） ※									
計 算 式 II（旧保険料等） ※									
A. C又はDの金額									
B又はEの金額									
20,000円以下									
20,001円から40,000円まで									
40,001円から80,000円まで									
80,001円以上									
一律に40,000円									
一律に100,000円以上									
一律に30,000円									
120,000									

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

【 生 命 保 険 料 控 除 】

- ① 保険会社より送付された控除証明書を基に契約情報を記入し、
「一般の生命保険料」の証明額を(a)欄へ記入後、
「新・旧」区分毎の(a)欄の合計額をA・B欄へご記入ください。
計算式I・IIを基に①・②・③欄を計算し④欄へ金額をご記入ください。
- ② 保険会社より送付された控除証明書を基に契約情報を記入し、
「介護医療保険料」の証明額を(a)欄へ記入後、
(a)欄の合計額をC欄へご記入ください。
計算式Iを基に④欄へ金額をご記入ください。
- ③ 保険会社より送付された控除証明書を基に契約情報を記入し、
「個人年金保険料」の証明額を(a)欄へ記入後、
「新・旧」区分毎の(a)欄の合計額をD・E欄へご記入ください。
計算式I・IIを基に④・⑤・⑥欄を計算し⑦欄へ金額をご記入ください。
- ④ ①～③で計算した④⑤⑥欄の合計額をご記入ください。

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の対象となった家財等 等に居住又は家財を 利用している者等の氏名		保険等 の 氏名 の 氏名 の 氏名	地震保険料 又は旧長期 損害保険料 区分	あなたが本年中に支払った保 険料等のうち、左欄の区分に係 る金額(分配を受けた剰余金等 の控除後の金額)	給与の 支払者の 確認印
	〇〇火災	地震(建物)	5年	記入例太郎		地震・旧長期	円		
				同上	本人		42,000		
	▲▲火災	積立傷害	12年	記入例太郎		地震・旧長期			
				同上	本人		14,800		
	①のうち地震保険料の金額の合計額							② 42,000	円
	①のうち旧長期損害保険料の金額の合計額							③ 14,800	円
	地震保険料控除額	$\left[\begin{array}{l} \text{②の金額} \\ \text{42,000} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{③の金額} \\ \text{14,800} \end{array} \right] \times \frac{1}{2} = \begin{array}{l} \text{④の金額} \\ \text{50,000} \end{array}$							

【 地震保険料控除 】

保険会社より送付された控除証明書を基に契約情報を記入し、

「地震保険料控除」の証明額を①欄へ記入後、

「地震・旧長期」区分毎の①欄の合計額を②・③欄へご記入ください。

②・③毎の計算式を基に控除額を計算しご記入ください。

社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人		あなたが本年中に支払った保険料の金額
			氏名	あなたとの続柄	
	国民年金	日本年金機構	記入例太郎	本人	195,000
	国民健康保険	渋谷区	記入例太郎	本人	220,000
	合 計 （ 控 除 額 ）				415,000

【 社会保険料控除 】

国民年金保険料等、直接支払った社会保険料をご記入ください。

給与より差し引かれている社会保険料は対象外です。

※「国民年金」・「国民年金基金」以外の保険料または掛金については
証明書の添付は必要ありません。

小規模企業共済等掛金控除	種 類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	140,000
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
	合 計 （ 控 除 額 ）	140,000

【 小規模企業共済等掛金控除 】

個人型確定拠出金の掛金等、直接支払った小規模企業共済掛金をご記入ください。

給与より差し引かれている掛金は対象外です。

iDeCoで拠出したその年の掛金の合計額は

「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金」に記入してください。

●よくある質問

Q. 各種申告書への捺印は必要でしょうか。

A. 2021年度税制改正により捺印は不要となりました。

Q. 引っ越しによる住所変更や結婚による姓の変更がある場合、いつの時点での情報を記入すればよいでしょうか。

A. 2024年1月1日時点の情報をご記入ください。

Q. 扶養親族の所得を証明する書類等の提出は必要でしょうか。

A. 提出は不要です。

Q. 同居していない家族を扶養に入れることは可能でしょうか。

A. 所得の見積額が48万円以下、かつ生計を一つにしている場合は可能です。

（例：離れて暮らしている両親や進学等により1人暮らしをしている子どもへ生活費等の仕送りをしている場合など）

Q. 非居住者の証明書類は何か必要でしょうか。

A. 下記となります。（※外国語で記載がある場合は日本語訳文をつけてください。）

1.) 16歳以上30歳未満/70歳以上・・・「親族関係書類」・「送金関係書類（制限なし）」

2.) 30歳以上70歳未満・・・◎留学・・・「親族関係書類」・「送金関係書類（制限なし）」・「**留学ビザに類する書類**」

◎障害者・・・「親族関係書類」・「送金関係書類（制限なし）」

◎38万円以上の支払・・・「親族関係書類」・「送金関係書類（**38万円以上**）」

1.) 親族関係書類・・・日本政府又は地方公共団体の発行した「パスポート」の写し・「戸籍の附票の写し」の原本
外国政府又は地方公共団体の発行した「親族の氏名・生年月日・住所」記載のある書類の原本 など

2.) 送金関係書類・・・為替取引などで金融機関が発行した書類の原本又はコピー
非居住者の親族へ生活費・教育費等を送金・支払をしたことを証明する書類

Q. 配偶者控除申告書へ記入できる条件はなんですか。

A. 下記条件の両方を満たしている場合に記入できます。

1.) 申告者本人の当年合計所得額が1,000万円以下

2.) 配偶者の当年合計所得額が133万円以下

Q. 扶養控除等(異動)申告書へ配偶者を記入したが、配偶者控除等申告書へも記入が必要でしょうか。

A. 配偶者控除等申告書へも記入が必要です。

●封筒に入れる前に...

- ・記入する必要のある金額欄すべてに記入しましたか？

記入すべき金額に記入がない場合には、すべて「0円」として処理いたしますので、必ずご記入ください。

- ・配偶者・扶養親族の住所・居所は記入しました？印字されているものは間違いがないですか？

※未記入の場合は、ご本人様と「同居」として処理いたしますので、必ずご記入ください。